

ひよこアーツ 定款

第1章 総則

第1条(名称)

当団体は、ひよこアーツと称する。

第2条(所在地)

当団体は、主たる事務所を、東京都渋谷区に置く。

第3条(目的)

当団体は、若手アーティストと社会をつなげ、より多様な人が多様な方法でアートに関わって生きていくことを目指し、次の活動を行う。

1. アートに関係するキャリア情報の、発信事業
2. 若手アーティストとアーティストを欲する人や場所の、仲介事業
3. アーティスト同士を結び付ける、企画創出事業
4. その他、当団体の目的を達するために必要な事業

第4条(公告)

当団体の公告は電子公告により行う。

第2章 組織

第5条(会員)

当団体の会員は次の2種とし、正会員をもって正式な会員とする。会費は無料とする。

1. 正会員 当団体の目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 当団体が行う事業に関わる個人又は団体。

第6条(入会)

当団体に入会を希望する者は、代表理事の同意を得るものとする。

第7条(退会)

当団体の退会を希望する者は、届け出により退会することができる。

第8条(除名)

会員が、本定款その他の規則に違反した等、相当の事由がある時には、総会出席者の過半数の同意に基づき、会員を除名することができる。

第9条(会員資格の喪失)

会員の死亡その他のやむを得ない事情によって会員としての活動が困難な場合は、会員資格を喪失する

第10条(理事の設置)

当団体に、理事1名以上を置く。

理事を複数置く場合は、総会における出席者の過半数の同意及び理事の総意によって、理事のうちから代表理事を選任することができるものとする。代表理事は全体責任者として、任期中に開催される総会の進行及び統括を行う。

第11条(理事の選任および任期)

1. 当団体の理事は総会で選任し、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の定時総会の終結時までとする。
2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3. 理事は、原則として再任を妨げない。
4. 理事は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第12条(報酬)

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当団体から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

第13条(損害賠償責任及び責任の一部免除)

理事は、その任務を怠った時は、当団体に対する損害を賠償する責任を負う。

第14条(総会)

総会は、毎年の第1四半期に、代表の招集によって開催し、下記事項を決定する。総会の議事は、出席会員の過半数の承認によってこれを決する。

1. 理事の選任
2. 実施事業・収支決算の報告
3. 事業計画・予算の審議
4. 規約の変更
5. その他必要と認められる事項

第3章 会計

第15条(事業年度)

当団体の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条(予算)

当団体の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始初月に作成し、総会で決定する。やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて会計運用を行うものとする。

第17条(決算)

当団体の事業計画及び決算については、毎事業年度終了後に報告書を作成し、総会における出席者の過半数の同意を持って承認を得るものとする。

第4章 その他

第18条(協議事項)

本規約に定めのない事項については、理事が協議の上決定する。

第19条(会則の変更)

本規約の変更は、総会においてこれを行う。

第20条(最初の事業年度)

当団体の設立初年度の事業年度は、設立の日から3月31日までとする。

第21条(設立時構成員の氏名及び住所)

戸島由浦
山本のり
若山萌恵

第22条(本定款の施行日)

本定款は2021年12月20日から施行する。